

## 道の駅しもにた下仁田町観光案内所デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作

### 業務仕様書

本業務仕様書は、下仁田町（以下「発注者」という。）が発注する道の駅しもにた下仁田町観光案内所デジタルサイネージ導入業務（以下「本業務」という。）に適用する。

#### 1. 業務名

道の駅しもにた下仁田町観光案内所デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作業務

#### 2. 設置場所及び設置台数

設置場所：道の駅しもにた内 下仁田町観光案内所

設置台数：非接触型サイネージ（屋内設置） 1台

#### 3. 履行期間 契約の日から令和4年8月31日まで

#### 4. 業務内容

- (1) デジタルサイネージ等の整備に必要な機器の調達（スタンド等ディスプレイ取付器具、配線類、STB（セットトップボックス）等管理用PCなどデジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要な周辺機器一式を含む）の調達
- (2) 機器の設置（動作確認を含む）
- (3) デジタルサイネージ向けのコンテンツ（静止画、動画等を活用したコンテンツ、その他受注者が提案するコンテンツ）の制作
- (4) デジタルサイネージ機器及びコンテンツの試験運転、調達、操作方法の説明
- (5) その他本業務に必要な事項

#### 5. 業務要件

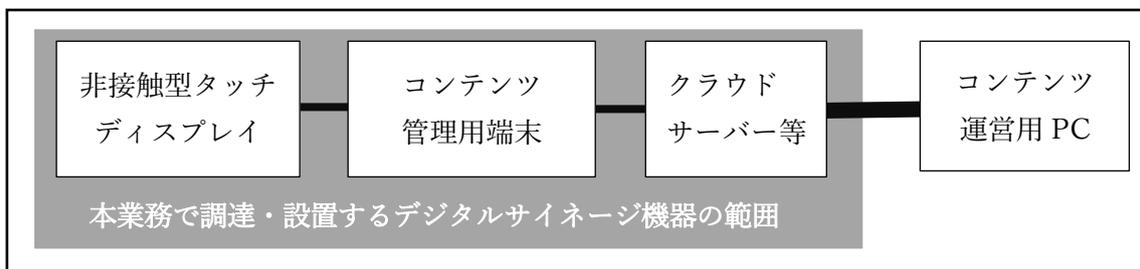
##### (1) デジタルサイネージ機器に関する要件

次の仕様を満たすことを原則とし、発注者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、提案のうえ発注者と協議できる。なお、納入する機器はすべて新品とし、買い取りとする。

① タッチパネル式ディスプレイ機器一覧表

デジタルサイネージ機器等	要件等
非接触型タッチディスプレイ(屋内設置)	<p>モニター部は、49インチ以上の液晶モニター（非接触型タッチディスプレイ）1台 ※向きは縦置きとする</p> <p>モニターのほか、以下の危機を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニター等の固定機材一式</li> <li>・ コンテンツ管理用端末（STBやサイネージプレイヤー等）、接続用機器一式</li> <li>・ 配線類一式</li> <li>・ 案内パネル類（サイネージ使用方法の説明案内のために設置するパネル）一式</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテンツには、周辺の道路情報や災害情報を提供するようシステムを構築すること</li> <li>・ DX（デジタルトランスフォーメーション）導入による観光情報の提供など先進的なコンテンツが追加できる拡張性を有していること</li> </ul>
コンテンツ管理用端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルサイネージ機器及びコンテンツを適切に運営するための端末一式</li> </ul>
その他必要機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所と同じスペースにある観光協会事務所内には、インターネット回線（光回線）が導入済みであり、この回線を利用することができる。</li> <li>・ 上記のほか、受注者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器一式。</li> </ul>

②システム構成図



・上記システム構成図は、デジタルサイネージ機器の構成を概念的に示したものであり、温仕様書の要件及び企画提案内容を実現するために必要な機器は提案事項とする。また、本業務で調達・設置するデジタルサイネージ機器の範囲を超えた機器の仕様等については、提案のうえ、発注者と協議できるものとする。

- ・デジタルサイネージ機器は、インターネットに接続したクラウドサーバー等を経由した運営用 PC によるコンテンツの管理（更新・操作）を可能とすること。
- ・デジタルサイネージのコンテンツ管理については、運営用ソフトウェアまたはアプリケーションにより、直感的な操作によりコンテンツの更新・操作ができるものを導入すること。
- ・デジタルサイネージ機器及びコンテンツの運営に精通していない者が日々の管理を行うと想定した説明マニュアルを用意すること。
- ・一般的なオフィスソフト（エクセル、ワード、パワーポイント等）で作成したデータを掲載できるようにするなど、汎用性の高いデジタルサイネージ機器とすること。
- ・システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。
- ・システムの設計に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- ・本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。
- ・本業務で設置するデジタルサイネージ機器のメーカー等保証期間は、提案事項とする。この保証期間内に発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の継続に関わらず、法定耐用年数以内、無償修復を行うこと。

## （2）本業務で制作するデジタルサイネージのコンテンツに関する要件

- ・コンテンツは、別紙 1「画面遷移図案」に記載した事項に基づき提案するものとし、受注後、作成にあたっては発注者と協議のうえ内容を決定することとする。
- ・外国からの観光客に対応するため、日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の 4 か国語に対応するものとする。
- ・不適切なサイトへのアクセスや無制限なネットサーフィン等を防止するため、コンテンツフィルタやアクセス可能ページに係る制限の設定を行うこと。設定レベル等については、別途、発注者と協議を行うこととする。
- ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等については、発注者と協議を行うこと。なお、必要な素材等については、受注者が保有する素材を使用して差し支えない。
- ・本業務の成果物に関する権利は、下仁田町に帰属するものとする。
- ・本業務のほか、観光 DX（デジタルトランスフォーメーション）導入による観光情報の提供など、先進的なコンテンツが将来的に追加できる拡張性について、提案内容に含めること。

## （3）機器の設置に関する要件

- ・機器の設置場所は別紙 2 に示す場所とする。なお、設置場所の詳細は、発注者と別途協議するものとする。
- ・設置に当たっては、転倒防止など通行人の安全を確保及び盗難防止の十分な措置をとること。
- ・設置場所において新たな電源配線工事が必要な場合はその費用は受注者の負担とする。

- ・作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保すること。

#### 6. 業務完了後の提出書類

- (1) 業務完了届
- (2) 請求書
- (3) 費用明細
- (4) 業務完了報告書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

(別紙1) 画面遷移図(案)

